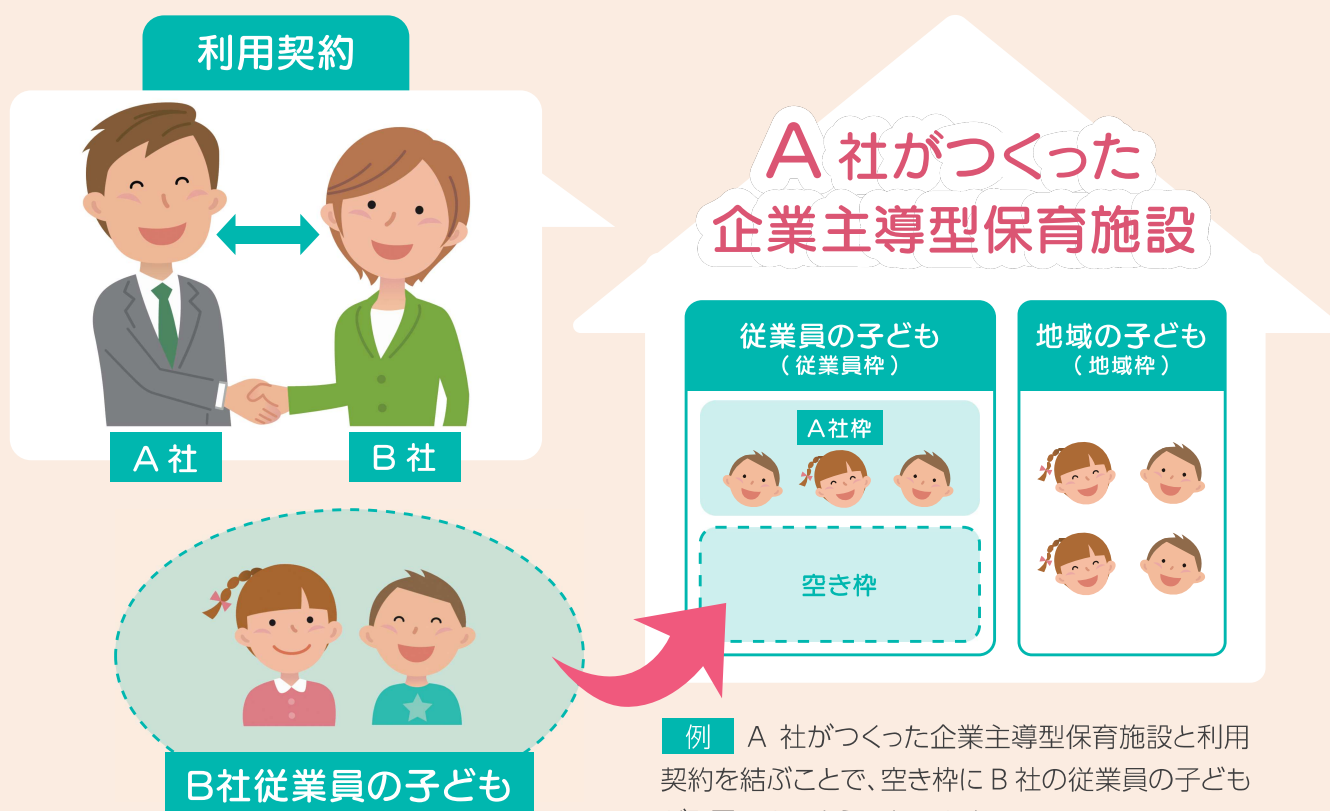


従業員のお子様が優先的に利用できる 保育施設があります。

契約企業の負担
が無償の場合も
あります。

「**企業主導型保育施設**」と利用契約を結ぶことで、
契約企業の従業員の子どもが入園可能に！



企業主導型保育施設とは

企業が、従業員の子どものために国から運営費の助成を受けて運営する保育施設です。
複数の企業で共同利用することができます。

※企業・・・子ども・子育て拠出金を負担している事業者(厚生年金の適用事業所等)をいいます。

認可の保育施設との違い

同じ
ところ

- 設備基準(給食も自園調理)
- 指導監督(国・市が立入調査)

違う
ところ

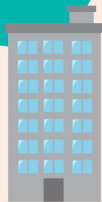
- 利用年齢、料金は施設で設定
- 入園は施設で決定

「企業主導型保育施設」のメリット・デメリット

メリット

デメリット

企業



企業の人材定着・確保につながる！

整備費の負担なく、保育施設を優先的に利用でき、企業の人材定着・確保につながります。

企業同士の契約が必須

共同利用する場合、企業同士の契約が必要となります。

※ 企業の負担は無償・有償の場合があります。

保護者



年度中途の入園相談もOK！

市の利用調整の必要がなく、保育施設の判断で入園が決まります。
年度中途の入園相談もOK！
(すぐに入園が決まる場合もあります。)

3歳児以降の受け入れ先が必要になることもあります

小規模で、0～2歳児の受け入れが主な施設が多いため、施設によっては3歳児以降の行き先を見つける必要があります。

※ 預かり保育をしている幼稚園と連携している園もあります。

※ 企業主導型保育施設を利用している場合、3歳児以降は、認可保育所の入所ポイント（利用調整点数）が加点されます。

施設は今後も増加予定！

企業主導型保育施設は市内に約100カ所・定員約2,500人分あり、半分程度空きがあります。施設は今後も増加する見込みで、会社や自宅近くの施設を探すことができます。

企業主導型保育事業について

企業主導型保育事業は内閣府の事業であり、公益財団法人 児童育成協会が助成に関する事務等の委託を受けています。事業の内容はポータルサイトをご確認ください。

企業主導型保育事業 ポータル

検索

公益財団法人 児童育成協会 TEL : 03-5766-3801

福岡市内の企業主導型保育施設について

企業主導型保育施設又は情報提供については、福岡市ホームページをご覧ください。

企業主導型保育事業の施設のご案内

➔ http://www.city.fukuoka.lg.jp/kodomo-mirai/c-shien/child/C015_2_2.html

企業主導型保育事業のご案内（従業員枠の利用契約が可能な施設の情報提供）

➔ http://www.city.fukuoka.lg.jp/kodomo-mirai/c-shien/child/C015_2.html



▲ 企業主導型保育事業の施設のご案内



▲ 企業主導型保育事業のご案内

問合せ先

福岡市 こども未来局 子育て支援部 事業企画課 事業企画係

TEL : 092-711-4114 FAX : 092-733-5718 E-mail : jigyokikaku.CB@city.fukuoka.lg.jp